

# 社会保険の加入義務



**国籍に関係なく**  
日本の会社で働けば社会保険へ加入します。

「社会保険」には  
**健康保険と年金**があります。

社会保険の保険料は会社が**半分**負担します。

また被保険者の家族を扶養に入れても  
保険料は**変わりません!**  
(健康保険の扶養家族になるには  
一定の条件を満たすことが必要です)

# 健康保険

健康保険に加入すれば、  
病気やけがをしたときに  
医療費が**3割**※の負担で済みます。  
※年齢などにより負担割合は異なります。

健康保険には医療費以外にも補助金があります！

- ・ 出産の費用
- ・ 病気休職中の休業補償
- ・ 産休中の休業補償
- ・ 埋葬の費用
- ・ 健康診断の補助金など . . .



# 年金

年金は将来年老いた時や障害を負った時の生活費として支給されます。

国籍に関係なく年金に加入します。  
国同士の協定により、日本の年金加入期間も自国の社会保障の期間に通算されます。

また5年以内の派遣就労者には、  
二重払いにならないよう加入が免除されます。

また日本国籍を有しない方が、健康保険の被保険者でなくなり、日本を出国する場合は、  
出国後脱退一時金を請求することができます。

年金の手続きについて詳しくは「日本年金機構」の年金事務所にお問い合わせください。

